平成２５年（再イ）第４０号
盛岡市永井12地割65番地５
再生債務者　小笠原和江
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年４月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月９日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（再イ）第１５号
福島県須賀川市大町463番地７　ビサイドリヴァーオオクラ202号
再生債務者　野路　響子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年４月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月９日
福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２５年（再イ）第４２号
静岡県浜松市南区堤町379番地
再生債務者　富沢　竜次
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年４月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月９日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２５年（再イ）第２８号
兵庫県宝塚市安倉南４丁目35番10号
再生債務者　向　　隆浩
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年４月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月８日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（再イ）第１０号
岩手県西磐井郡平泉町平泉字片岡151番地８
再生債務者　熊谷　康利
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年４月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月９日　盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（再イ）第６号
秋田県湯沢市上院内字味噌卸60番地１
再生債務者　藤谷　昭男
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年４月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月９日　秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（再イ）第１５号
栃木県那須塩原市西朝日町６番８号
再生債務者　堀　彰一郎
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年４月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月９日
宇都宮地方裁判所大田原支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第１号
奈良市菅野台14番18号
再生債務者　西田　正則
１　決定年月日時　平成26年４月４日午後３時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年５月２日まで
４　一般異議申述期間　平成26年５月12日から平成26年５月26日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（再ロ）第１号
静岡県三島市東壱町田３番地の８
再生債務者　芹澤　　渉
１　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年５月７日まで
４　一般異議申述期間　平成26年５月12日から平成26年５月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第１号
岐阜市下川手138番地　シャンピアコモリ105号室
再生債務者　篠田　栄作
１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年３月31日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成26年４月30日まで
平成26年４月９日　　岐阜地方裁判所

平成２５年（再ロ）第３９号
大阪市東淀川区西淡路５丁目20番21号マンションフェニックス203号
再生債務者　とも歯科こととも歯科・矯正歯科こと池岡学こと池岡歯科こと　池岡　智之
１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年３月28日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成26年５月７日まで
平成26年４月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再ロ）第４号
宮崎市淀川１丁目２番９号　フラワーマンション江南703号
再生債務者　吉元　昭一
１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年３月24日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成26年５月７日まで
平成26年４月９日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第４号
川崎市川崎区小田４丁目９番13号
再生債務者　蟹江　秀弥
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年３月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月８日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（再ロ）第７号
埼玉県大里郡寄居町大字富田296番地３
再生債務者　福島　　徹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年４月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月８日
さいたま地方裁判所熊谷支部

財務省共済組合定款の一部変更について

財務省共済組合定款（平成12年12月20日制定）の一部を次のように変更する。
平成 26 年３月 31 日
財務省共済組合代表者
財務大臣　麻生　太郎

第29条第１項の表中「$\frac{5.53}{1,000}$」を「$\frac{6.21}{1,000}$」に、「$\frac{38.35}{1,000}$」を「$\frac{38.66}{1,000}$」に、「$\frac{43.37}{1,000}$」を「$\frac{43.06}{1,000}$」に、「$\frac{11.06}{1,000}$」を「$\frac{12.42}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{5.53}{1,000}$」を「$\frac{6.21}{1,000}$」に、「$\frac{43.37}{1,000}$」を「$\frac{43.06}{1,000}$」に改め、同条第３項中「$\frac{38.35}{1,000}$」を「$\frac{38.66}{1,000}$」に、「$\frac{43.37}{1,000}$」を「$\frac{43.06}{1,000}$」に、「$\frac{0.89}{1,000}$」を「$\frac{0.73}{1,000}$」に改める。

附　則

１　この変更は、平成26年４月１日から施行する。
２　変更後の第29条第１項から第３項までの規定は、平成26年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。